



毎年7月の最終日曜に行われる。暴れ獅子とは巨大な獅子頭のこと。尻尾までの全長は8メートルにも。江戸時代、流行した疫病を駆除しようと、天王様と暴れ獅子が町を練り歩いたのが始まりといわれている。総勢100人が交代で担ぎ、家の前で上下に激しくもみながら、大胡地区を回ってその年の厄を払う。

自慢大賞

## 勇壮に町内を練り歩く

大胡町自治会「八坂神社祭暴れ獅子」

国領町二丁目自治会

## 土に親しみ交流深める

「芋掘りと収穫祭」

自慢賞



子どもたちが土に親しみ楽しさを知り、作業を通して友だちを増やせるよう年二回の芋掘りと収穫祭を開催。収穫祭では、まきで焚くご飯の「おこげ」のおいしさにびっくりする親子も。いつでも住民同士のあいさつができるようになり、町内に会話と笑顔が増えた。

## 一地区一自慢各賞を紹介

# 神社祭暴れ獅子、に決まる

本市の魅力を再発見し広く紹介する「一地区一自慢」。今年の自慢大賞が大胡町自治会の「八坂神社祭暴れ獅子」に決まりました。十二月三日に弁天通りで行われた表彰式では、代表者へ高木市長が賞状などを授与。ここでは各賞を受賞した「自慢」をお知らせし、自慢大賞と自慢賞に輝いた取り組みの概要を紹介します。



多くの人でにぎわう弁天通りで代表者へ賞状を

今年のテーマは「楽(らく)」。

自治会や団体から七十四件もの応募があり、審査会で厳正な審査を行った結果、自慢大賞に大胡町自治会「八坂神社祭暴れ獅子」、自慢賞に国領町二丁目自治会「芋掘りと収穫祭」、総社町立石自治会「立石諏訪神社獅子舞」が選ばれました。なお、応募のあったすべての「自慢」は、本市ホームページに掲載。また、小冊子にまとめ、二月下旬に自治会や小学校などへ配布します。

## 300年続く子ども獅子

総社町立石自治会

「立石諏訪神社獅子舞」

自慢賞



毎年十月に行われている諏訪神社の秋祭りで奉納する「子ども獅子」。境内だけでなく近隣でも披露される。親から子へ、子から孫へと受け継がれ三百年の歴史がある。地域の活性化と繁栄、元気で楽しいまちづくりの礎。本年度、市重要無形民俗文化財の指定を受けた。

## 「楽」テーマに行われた

# 大賞は、八坂

□各賞に選ばれた「自慢」

- 自慢大賞  
大胡町自治会「八坂神社祭暴れ獅子」。
- 自慢賞  
国領町二丁目自治会「芋掘りと収穫祭」、総社町立石自治会「立石諏訪神社獅子舞」。
- 審査員特別賞  
南町二丁目自治会「今年で四十回を数えるレクリエーション大会」、上佐鳥町自治会「第二十回上佐鳥町納涼祭」、東片

貝町・西片貝町自治会合同「片貝神社太々神楽の舞奉納例祭」、上泉町自治会「第十九回上泉町納涼祭」、元総社第二・第三・第四・間屋町自治会合同「牛池川遠足・ホタル祭り」、上細井町自治会「奉修子育地蔵尊守護伎」、南橋町自治会「南橋町納涼大会」、駒形町自治会「駒形町上町の祇園」、大前田町自治会「大前田町交流会」、粕川町膳区自治会「膳城跡を活かした自治会員の交流」。

問い合わせは政策課 ☎890-6510へ。

# 皆さんの考えをまちづくり

## 保健所設置の意見募集と3案件の結果

平成二十一年四月に設置される市立保健所の基本構想骨格案について、パブリックコメント(意見募集)を行いました。あなたの意見をお寄せください。いただいた意見に個別の回答はしませんが、意見の概要と本市の考えを整理してホームページや市役所情報公開コーナー、各支所・地区公民館などで公表します。

(用)資料の閲覧 市役所情報公開コーナー、各支所・地区公民館、にぎわい観光課、前橋・大胡・宮城・粕川各保健センター。また、本市ホームページにも掲載。意見の提出 所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または、〒371-0014前橋市朝日町三丁目三六一七・前橋保健センターへ郵送、ファクス(223-

8849)、Eメール(hoken.yobou@city.maebashi.gunma.jp)。

○:問い合わせは前橋保健センター ☎223-8846へ。

□市国民保護計画策定  
市国民保護計画の策定についてパブリックコメントを実施しました。その結果は、市役所情報公開コーナー、安全

## 結果の公表

安心課、にぎわい観光課、大胡・宮城・粕川各支所の情報提供コーナーで見ることが出来ます。また、一月十九日(金)までは各地区公民館でも閲覧が可能です。なお、本市ホームページにも掲載しています。

○:問い合わせは安全安心課 ☎890-5935へ。

□情報公開条例と個人情報保護条例の一部改正  
情報公開条例と個人情報保護条例の一部改正について、それぞれパブリックコメントを実施しました。その結果を市役所情報公開コーナーと大胡・宮城・粕川各支所の情報



提供コーナーで確認することができます。また、一月十五日(月)までは各地区公民館でも閲覧が可能です。なお、本市ホームページにも掲載しています。

○:問い合わせは情報公開条例については行政課 ☎890-6533、個人情報保護条例については情報政策課 ☎890-5883へ。